

院内感染対策委員会要綱

(設置及び目的)

第1条 市立函館病院の環境衛生を管理し、院内における感染予防対策を講じるとともに、院内感染アウトブレイク時の早急な対策を講じるため、関連の諸問題を調査審議することを目的として院内感染対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 院内感染対策の実施・啓もう・指導・助言に関する事
- (2) 感染予防対策のマニュアルの作成に関する事
- (3) 各職場における感染状況の調査及び報告に関する事
- (4) 滅菌及び消毒に関する事
- (5) 抗生剤、消毒薬の使用状況に関する事
- (6) 病院職員の感染予防対策（結核、肝炎、エイズ、新型インフルエンザ等）及び感染時の対応策に関する事
- (7) その他院内感染防止のために必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は、院長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員は、院長のほか、次に掲げる部門の責任者とする。
 - (1) 管理部門
 - (2) 診療部門
 - (3) 看護部門
 - (4) 薬剤部門
 - (5) 検査部門
 - (6) 事務部門
- 6 院長は、前項に規定するもののほか、感染症対策に関し相当の経験を有する医師等の職員を委員に任命することができる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する

- 2 副委員長は会務を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は役割分担を担い、感染対策の専門知識の向上や質の高い感染予防医療の実現に努める。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は最低月1回開催する
- 3 委員は役割分担された内容について問題点を会議の議題として提出する義務を有する。
- 4 委員長は、必要があると認める場合は、委員会の会議に関係職員の出席を求めて、意見や説明を聞き、資料の提出を求めることができる。
- 5 院内感染アウトブレイク発生時の迅速に対策を講じるため臨時会議を招集する。

(決定事項の承認)

第6条 委員会での決定事項は、運営企画会議での承認を受けて実行する。ただし、委員会において早急な対応が必要と判断した事項は、運営企画会議の承認を得ずに実行出来るものとする。

- 2 前項ただし書きで実行した事項については、すみやかに運営企画会議に報告する。

(ICTインфекションコントロールチーム)

第7条 委員会の下部組織に位置し、委員会の示唆・助言を受け、院内感染防止における諸対策の実践と推進を行う。

ICD、ICN が中心となり、迅速的確な情報伝達と決断力を持ち、感染の早期発見と感染経路遮断などの活動を展開する

- 2 構成メンバーは、ICD、ICN、医師、臨床検査技師、薬剤師、放射線技師、看護師長により構成される。
- 3 ICT会議は、毎月2回 ICTメンバーにより開催される。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医事課および看護科において所掌する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月30日から施行する。
- 2 感染対策委員会要綱（平成14年8月26日内規）は廃止する。

改訂歴

感染対策専門委員会要綱

平成8年5月16日制定 感染対策委員会要綱

平成14年8月26日 感染対策施設基準に伴い改訂

感染対策委員会要綱 平成22年4月30日 改訂